

## 登園届（保護者記入）

駿南ナーサリー施設長殿

園児名

病名「 」と診断され

令和 年 月 日、医療機関名「 」において

症状が回復し、集団生活に支障がないと診断されましたので登園します。

令和 年 月 日

保護者名

印

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児が良くかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

### ○医師の診断を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症

病名	潜伏期間	感染しやすい時期	主な症状	登園のめやす
溶連菌	2~4日	適切な治療を開始する前と開始後1~2日間	発熱、咽頭熱、扁桃腺炎、発疹、いちご舌	有効治療を始めてから24~48時間以上経っていること
マイコプラズマ肺炎	14~21日	適切な抗菌薬治療をする前と開始後数日間	発熱、咳、ときに発疹、呼吸困難（重症時）	発熱や咳が治まり、元気であれば登園可能
手足口病	3~5日	手足や口腔内に水泡、潰瘍が発生した数日間	軽い発熱1~3日間、手足口に水を含めた疹	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（リンゴ病）	17~18日	発症前の1週間	顔面に紅斑特に頬部の紅斑性発疹	元気であれば登園可能
感染症胃腸炎 (ロタ・ノロ・アデノウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は消失していくが数週間はウイルスを排泄しているので注意が必要)		発熱、下痢、嘔吐、酸味の強い白色水様便	嘔吐から24時間経過し、嘔吐や下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	2~8日	呼吸器症状のある間	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難	呼吸器症状が消失し全身症状が良いこと
突発性発疹	約10日	発熱時	高熱、3日後に全身に発疹	主治医が登園に差し支えないと認めたとき
ヘルパンギーナ	2~5日	発病後数週（便の中に1ヶ月程度ウイルスが排泄しているので注意が必要）	発熱、咽頭・口蓋に水泡 喉の痛み	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること 主治医が登園に差し支えないと認めたとき
伝染性膿痂疹（とびひ）	2~10日	水疱消滅まで	顔や手足に米粒大の発赤・水疱 →浸出液から皮膚にうつる	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき
ヘルペス性菌肉口内炎	2~14日		口内炎症	症状が改善し元気であれば登園可能
伝染性軟属腫（水いぼ）	14~50日		球状のいぼ、数個～数十個集簇	浸出液が出ている時は被覆していること
頭ジラミ	10~14日	発症から駆除開始数日間	頭髪に虫体・卵	駆除を開始していること
帯状疱疹		水泡を形成している間	発熱、赤みを帯びた水泡の群れ	すべての発疹がかさぶた化してから